

## 責任裁定以降の地域と医療手帳保持者の動向

平成24年10月15日  
茨城県潮来保健所  
所長 湊 孝治

## 経緯

平成15年 3月 神栖町(当時)木崎の井戸から水質基準の約450倍の有機ヒ素を検出  
平成18年 7月 住民34人が国の公害等調整委員会に責任裁定申請  
平成20年 9月 住民5人が追加申請  
平成24年 5月 裁定委員会裁定  
茨城県の責任を認め37人に1人当たり5万～300万円、計2,826万円の支払い  
母体を通じたばく露を認めることは困難の理由により2人は棄却

## 責任裁定事件における和解内容(平成24年6月20日和解)

- 1 茨城県は、公害等調整委員会における平成24年5月11日の本件裁定を踏まえ、申請人ら代理人弁護士に対し、本件和解金として金6,000千万円を申請人ら代理人指定の口座に振り込む方法により支払う。申請人ら代理人弁護士は、本件に関し、茨城県に対し、その余の金銭の支払いを請求しない。
- 2 茨城県は、国に対し、現行制度(茨城県神栖市における有機ヒ素化合物びよる環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱、平成15年6月6日環企発第030606004号。一部改正平成23年6月23日環保安発第110623001号)を継続するよう働きかけ、同制度における医療手帳交付者らの健康不安が解消されない限り同制度が継続されるよう支援に努めるものとする。
- 3 茨城県は、現行制度の運用が実効的になるよう医療手帳交付者らが要望する事項について配慮する体制を作るものとする。

【医療手帳より一部抜粋】

医療手帳の対象とならない疾病等

医療手帳対象者は、ジフェニルアルシン酸の曝露に起因するものでないことが明らかな疾病等及び明らかになった疾病等として環境省が定めた疾病等について医療を受けた場合には、本手帳による医療の給付を受けることは出来ません。

医療手帳の対象とならない疾病等は以下の通りです。

対象外である(他に原因が明らかである等)と推定できる疾病等
・当該汚染井戸の水を飲用に供する住宅に住む以前に発症した疾病
・感染性疾病
・遺伝性疾病
・ヒ素以外の中毒性疾病
・正常分娩に係る産科診療
・歯科診療
・第三者行為による傷害
・その他、他に原因が明らかであると主治医が認めた疾病

【裁定趣旨(平成24年5月11日)より一部抜粋】

判断の要旨1(2)

ウ 消化器系、呼吸器系、循環器系、皮膚系その他の疾患・症状について

消化器系疾患(下痢、嘔吐、胃炎、腸炎等)、呼吸器系疾患(気管支炎、咽頭炎、扁桃炎、副鼻腔炎等)、皮膚系疾患(湿疹、帯状疱疹等)、アレルギー性疾患(花粉症、アレルギー性鼻炎等)、感染性疾病(感冒、インフルエンザ、C型肝炎等)、整形外科的疾患(ヘルニア等)、代謝性疾患(高脂血症等)などについては、他の原因が容易に推測しうる類型の疾患であることに加え(専門委員報告書においても、これらの疾患については、DPAA以外の要因が個別に指摘されている。)、これまでに得られた知見を総合しても、現時点では、これらの疾患・症状とDPAAとの関係を積極的に認定する資料は得られていない。

したがって、上記の各疾患・症状について、DPAA曝露との一般的因果関係を是認しうる高度の蓋然性を認めることはできない。

医療手帳の概況

・医療手帳交付者	157名	(うち7名が死亡)	
・医療手帳保持者	150名		
・療養手当申請	月平均90件		
・医療手帳使用率	推定60%		
・医療手帳指定医療機関	58施設		
* 最近の新規指定数	24年度:3施設	23年度:3施設	22年度:6施設
・非指定医療機関への受診	月平均2件	(自己負担分の医療給付)	